

1 計画の体系図

本計画の基本理念及び3つの基本目標の実現に向けては、下記の基本施策を展開し、市民、地域における各種団体等、医療・福祉の専門職、社会福祉協議会、行政等が連携し、各者への相互理解を深めながら、本市の地域福祉を一体的に推進します。

<計画の体系図>

基本理念

誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ

基本目標1 地域福祉推進の基盤づくり

基本施策1-1 地域活動参画へのきっかけづくり

基本施策1-2 地域福祉の担い手づくり

基本施策1-3 地域福祉の活動づくり

基本目標2 身近な地域で支え合える基盤づくり

基本施策2-1 孤立を生まない地域づくり

基本施策2-2 つながりの得られる居場所づくり

基本施策2-3 尊重し合う地域づくり

基本目標3 安心して暮らせる基盤づくり

基本施策3-1 医療・福祉サービスの充実した地域づくり

基本施策3-2 包括的に受け止める支援体制づくり

基本施策3-3 災害時に備えた地域づくり

2 基本施策

基本目標 1 地域福祉推進の基盤づくり

基本施策 1-1 地域活動参画へのきっかけづくり

地域福祉の意識の醸成を図ることや、地域活動に主体的に参画する人材育成、組織化の支援、地域福祉活動の支援など地域福祉の基盤づくりを推進します。

●それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域福祉の理解を深めるよう努めます。 ▶ 地域社会を構成している一人であることを意識します。 ▶ 地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティアへの活動に関心を高めるよう努めます。 ▶ 地域の行事や催事等に可能な範囲で参加するよう努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多くの住民が地域福祉活動に関心をもち、参加しやすい運営に努めます。(地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティア等) ▶ 地域住民が愛着を持てる地域づくりに努めます。(地域活動団体・地域運営組織) ▶ 地域生活課題を見える化し、活動参加へのきっかけを作ります。(地域活動団体・地域運営組織) ▶ 効果的な情報発信を図り、団体活動への理解促進に努めます。(地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティア等)
医療・福祉の専門職	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域福祉の広報・啓発への協力を努めます。 ▶ 福祉教育や生涯学習への協力を努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人を慈しむ心、尊重する心を育むことを目的に、市や教育機関、地域と連携し、幼少期からの福祉教育に取り組みます。 ▶ 地域福祉の理解促進に向けて、広報・啓発に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教育機関や社会福祉協議会、地域と連携し、幼少期からの福祉教育に取り組みます。 ▶ 市民の地域福祉の理解促進に向けて、広報・啓発に努めます。 ▶ 市民の地域活動への関心につながるよう、地域活動の事例紹介などを行います。

基本施策 1-2 地域福祉の担い手づくり

地域の行事への参加、地域活動に主体的に参画する人材の育成、町内会などの地域活動団体・地域運営組織、NPO法人等の組織化や活動の支援に取り組みます。

●それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティアの活動に関心を高めるよう努めます。 ▶ 町内会の活動にできる限り参画するよう努めます。
----	--

地 域	<ul style="list-style-type: none"> ▶活動に参画する担い手の養成に努めます。 ▶地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティアとの連携に努めます。 ▶従業員が地域福祉活動に参加しやすい職場環境づくりに努めます。(企業等)
医療・福祉の専門職	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域福祉の担い手育成への協力を努めます。 ▶職員が地域福祉活動に参加しやすい職場環境づくりに努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域福祉活動の担い手やリーダーとなる人材の育成に取り組みます。 ▶ボランティア学園の充実とともに、ボランティア活動等の情報提供やマッチング機能の強化を図ります。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域福祉活動に参画しやすい環境づくりに取り組みます。 ▶社会福祉協議会や教育機関と協力し、地域福祉活動の担い手やリーダーとなる人材の育成に取り組みます。 ▶地域福祉活動に取り組むための地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティアなどの組織化に向けた支援を行います。 ▶民生委員・児童委員の活動の充実に向けた人材確保を図ります。

基本施策1-3 地域福祉の活動づくり

参加しやすい活動の場づくり、町内会などの地域活動団体・地域運営組織、NPO法人等の活動・継続支援、町内会の負担軽減、活動資金の確保に向けた寄附や募金等の推進に取り組みます。

●それぞれの役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域福祉活動に誘い合い参加するよう努めます。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ▶多くの住民が活動に関心を持ち、活動に参加しやすい運営に努めます。(地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティア等) ▶地域生活課題を把握し、地域で取り組めることをみんなで考えます。 ▶団体の強みを発揮できる活動や、これまでの活動を広げること努めます。
医療・福祉の専門職	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティアの活動へ協力することに努めます。 ▶地域のニーズをふまえた「地域における公益的な取組」を進めます。(社会福祉法人)
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティアの活動へ支援を行います。 ▶こども食堂などの活動状況に関する情報発信の支援 ▶地域福祉活動を継続できる資金の確保に向け、共同募金をはじめとした寄附や募金の取組を広げます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティアの活動へ支援を行います。 ▶ 民生委員・児童委員、保護司が活動しやすい環境づくりを行います。 ▶ 町内会活動が継続的に行われるよう町内会の負担軽減に取り組みます。 ▶ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を支援します。 ▶ 地域ケア会議などプラットフォームにおいて、地域生活課題の共有や解決に向けた取組を検討します。
----	---

基本目標 2 身近な地域で支え合える基盤づくり

基本施策 2-1 孤立を生まない地域づくり

孤立を生まないつながりづくりやお互いを尊重し合える環境づくりなど、身近な地域で支え合える基盤づくりに取り組みます。

●それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日頃から隣近所とのコミュニケーションに努めます。 ▶ 日頃から地域にどのような方が住んでいるのか関心を持つよう努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多くの住民の交流につながる機会づくりに努めます。 ▶ 関係機関と連携しながら地域における見守りに努めます。 ▶ 多様な方の就労の場の確保に協力します。(企業・農業)
医療・福祉の専門職	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日頃から地域の関係機関との連携を深め、孤立している方の把握に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の関係機関との連携を深め、地域生活課題を抱える方や孤立している方の把握に努めます。 ▶ 地域生活課題を抱えながら相談支援機関が関わっていない潜在的な要支援者の把握に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 育児や介護などで同じ悩みを抱える方の交流の機会を提供します。 ▶ 関係機関と連携した就労や社会参加への支援を行います。 ▶ 地域生活課題を抱える方や孤立している方の把握に努めます。 ▶ 教育と福祉の連携を進め、見逃されやすい生活課題の把握に努めます。

基本施策 2-2 つながりの得られる居場所づくり

交流の場の創出・参加、空き家の利用支援、集会所整備の支援、公共施設の利用促進、交流の場の創出支援に取り組みます。

●それぞれの役割

市民	▶ 交流の場に誘い合い参加するよう努めます。
----	------------------------

地 域	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の交流促進につながる機会の創出に努めます。 ▶ 地域運営組織や地区社会福祉協議会などの組織化や地域での支え合い活動に努めます。 ▶ 交流の場の確保のための協力を努めます。(企業等)
医療・福祉の専門職	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 交流の場の創出や交流活動への協力を努めます。 ▶ 交流の場の確保のための協力を努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地区社会福祉協議会について、未設置地区の組織化を進めるとともに、すでに設置済みの地区については円滑な運営に向けた支援に取り組みます。 ▶ 地域交流につながる活動の充実や継続に向けた支援を行います。 ▶ 交流の場づくりに空き家を利用できるよう支援します。 ▶ 子どもの居場所づくりに取り組む団体と支援を希望する企業・個人とのコーディネートを行います。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 交流の場の創出や交流活動、居場所づくりを支援します。 ▶ 町内会による集会所整備への支援を図ります。 ▶ 学校や庁舎など使用していないスペースを活用し、公共施設の利用促進と新たなコミュニティの創出を図ります。 ▶ 居場所づくりに空き家が利用できるよう支援します。 ▶ 地域運営組織・地区社会福祉協議会の活動や運営の支援に取り組みます。

基本施策 2-3 尊重し合う地域づくり

多様な方々への理解・配慮、権利擁護の推進、虐待・DVの未然防止に取り組みます。

●それぞれの役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障がいや認知症などへの理解を深めるよう努めます。 ▶ 日頃から地域に配慮が必要な方が住んでいることに関心を持ち、関係づくりに努めます。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域において、障がいのある方や認知症の方などと交流する機会を設けることに努めます。
医療・福祉の専門職	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 虐待・DVの防止や早期発見に向けて、関係機関と連携して取り組みます。 ▶ 医療・福祉サービスに関する情報を、配慮が必要な方にも伝わる方法により提供できるよう努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 虐待・DVの防止や早期発見に向けて、関係機関と連携して取り組みます。 ▶ 成年後見制度の利用促進に向けた支援を行います。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民や企業等が、障がいや認知症などへの正しい理解が得られるよう、広報・周知に取り組みます。 ▶ 虐待や権利侵害の防止に向けた理解促進に取り組みます。 ▶ 関係機関と連携し、虐待・DVの防止や早期把握に努めます。 ▶ ユニバーサルデザインを活用し、誰もが利用しやすい環境づくりに努めます。

基本目標 3 安心して暮らせる基盤づくり

基本施策 3-1 医療・福祉サービスの充実した地域づくり

医療・福祉サービスを利用しやすい体制づくりや、困りごとを包括的に受け止める相談支援体制づくり、災害時に対応できるつながりづくりなど、福祉サービスの充実により安心して暮らせる基盤づくりを推進します。

●それぞれの役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ▶市の広報紙やホームページなどにより、日頃から相談窓口の把握や医療・福祉への理解を深めるよう努めます。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ▶住民間で医療・福祉サービス等の情報交換・収集ができる機会づくりに努めます。(地域活動団体・地域運営組織)
医療・福祉の専門職	<ul style="list-style-type: none"> ▶医療・福祉サービスに関する情報を、さまざまな方法によりわかりやすく伝えるよう努めます。 ▶利用者からのニーズの把握に努め、更に利用しやすい事業の充実を図ります。 ▶医療・福祉サービスの質の向上につながる人材育成や職場環境の整備に努めます。 ▶市民が安心して必要な医療・福祉サービスが受けられるよう、人材の確保に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶利用者からのニーズの把握に努め、さらに利用しやすい事業の充実を図ります。 ▶実習生や研修生の受け入れ、相談会の開催など、福祉人材の育成や確保に向けて取り組みます。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ▶市民に必要な情報をわかりやすく伝えられるよう努めます。 ▶医療・福祉サービスの充実を図るため、サービス利用者の声を吸い上げ、関係機関に共有します。 ▶医療と福祉サービスの連携に取り組みます。 ▶市民が安心して必要な医療・福祉サービスが受けられるよう、医療・福祉に携わる人材の確保や育成を支援します。 ▶高齢者や障がいのある方が共に利用できる共生型サービスの導入に向けて取り組みます。 ▶社会福祉法人の健全な経営や、福祉事業所による適切な福祉サービスの提供に向け、経営状況の適切な把握や必要な指導・助言を行います。 ▶社会福祉法人や民間事業者による新たな取組を支援します。

基本施策3-2 包括的に受け止める支援体制づくり

課題を抱える方を相談支援機関へつなぎ、断らない相談窓口、分野横断的な支援に取り組みます。

●それぞれの役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自ら解決が難しい地域生活課題を抱えたときは、相談支援機関に相談します。 ▶ 日頃から身近な方からの相談や困りごとに耳を傾けます。 ▶ 支援を必要としている方を把握したときは、相談支援機関を紹介します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域生活課題を抱えた方が、気軽に相談できる地域づくりに努めます。 ▶ 地域の見守りに努め、支援を必要としている方を把握したときは、相談支援機関につなぎます。
医療・福祉の専門職	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日頃から各種相談窓口の状況把握に努め、利用者や相談者に対する周知に協力します。 ▶ 自ら解決が難しい地域生活課題を他の専門機関につなぐほか、連携して課題解決に取り組みます。 ▶ 複合的な地域生活課題を抱える方の情報を関係機関と共有し、連携して課題解決に取り組みます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 支援の必要な方への訪問やインターネットを利用し、早期の把握や支援に取り組みます。 ▶ 支援の必要な方と関係機関とのコーディネートや、新たな支援に向けた仕組みづくりを行う地域支援コーディネーターの育成・配置に取り組みます。 ▶ 身近な地域で相談できるよう地区社会福祉協議会における相談体制の構築に取り組みます。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域生活課題を抱える方が、どこに相談しても支援につながるよう断らない相談支援を実施します。 ▶ 複合的な地域生活課題を抱える方に効果的な支援が行えるよう、関係機関と連携した相談支援体制を強化します。 ▶ 相談対応力向上に向け、相談員のスキルアップ機会の創出に努めます。 ▶ 地域と関係機関、関係機関同士の連携強化に努めます。 ▶ 教育と福祉の連携による積極的なアウトリーチに取り組みます。

基本施策3-3 災害時に備えた地域づくり

災害に備え、日常的な交流促進、避難行動要支援者名簿の活用や個別避難計画の策定、災害ボランティアの育成、福祉避難所の指定促進などに取り組みます。

●それぞれの役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時に協力し合えるよう、日頃から隣近所とのコミュニケーションに努めます。 ▶ 日頃から地域に一人では避難することが難しい方がいることを意識します。 ▶ 地域で行われる防災に関する研修会や防災訓練等への参加に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難行動要支援者の個別避難計画策定の協力を努めます。 ▶ 災害時に協力し合えるよう、日頃から地域の交流促進につながる機会創出に努めます。 ▶ 地域の自主防災組織の組織化や防災訓練の実施など、地域防災力の強化に向けた取組に努めます。
医療・福祉の専門職	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難行動要支援者の個別避難計画策定の協力を努めます。 ▶ 災害時に協力し合えるよう、日頃から地域の交流促進につながる活動の支援に努めます。 ▶ 福祉避難所の指定を検討します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時に備え、災害ボランティア養成の推進や災害ボランティアセンターの設置訓練を行います。 ▶ 災害時に協力し合えるよう、日頃から地域の交流促進につながる活動の支援に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難行動要支援者名簿の位置づけの理解促進や個別避難計画の策定を進めます。 ▶ 特別な配慮が必要な方のため、避難所への要配慮者スペースの確保や福祉避難所指定に向けて取り組みます。

第1章
計画策定にあたり

第2章
地域福祉の現状

第3章
第2期計画の検証

第4章
第3期計画の考え方

第5章
施策とその展開

第6章
地域における重点取組

第7章
再犯防止に向けた取組

第8章
成年後見制度の利用促進

第9章
計画の推進体制

資料編